

会報

宮崎県建設業協会機関誌 No. 406号

Monthly Association Construction Industry NEWS



August



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成20年8月行事予定	1
◇平成20年9月上旬行事予定	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県協会	
1. 第4回常務理事会を開催	3
2. 平成20年度宮崎県建設業協会青年部連合会通常総会が開催される	4
3. 平成20年度第59回全国労働衛生週間（実施要綱）について	5
4. 平成21年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集要領	9
◇雇用改善コーナー	
1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	12
2. 建設教育訓練助成金のご案内	14
3. 宮崎県建設雇用改善推進委員会を開催	16
4. 現場見学会（都城工業高等学校）を実施	16
5. 建設業に働く若者からのメッセージ	17
◇技士会	
1. 平成20年度土木施工管理技術検定試験 1級「実地」試験受験準備講習会（ご案内）	19
2. 『監理技術者講習会』ご案内	20
◇建退共	
1. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）	21
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（6月分）	21
◇建災防	
1. 実態が不透明な教育協会等が実施する特別教育等にご用心！	22
2. 重大・死亡災害の情報	22
3. 宮崎労働局からのお知らせ	22
◇火薬協会	
1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について	23
2. 平成20年度甲種及び乙種火薬類製造保安責任者試験について	24
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（6月分）	25

平成20年8月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建防災・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金		土止め先行工法講習（木花）	
2	土			
3	㊤	道路愛護デー		
4	月	九州建設業協会第1回土木委員会 （長崎）		
5	火	九州建設業協会第1回建築委員会 （長崎） 建設業経理事務士4級特別研修 （6日まで宮崎）	職長・安全衛生責任者教育 （6日まで都城）	
6	水		基金総合監査	
7	木			火薬保安教育講習会（西都）
8	金	東九州自動車道建設促進地方大会 （福岡） 宮崎県建設業協会新分野進出セミナー②（9日まで日南） 監理技術者講習	車両系建設機械（解体用）運転技能講習（清武）	
9	土			
10	㊤			
11	月			
12	火			
13	水			
14	木			
15	金			
16	土			
17	㊤			
18	月		基金納入告知書発送	
19	火	宮崎県建設業協会常務理事会 宮崎県建設産業団体連合会団体長会議	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習（20日まで木花）	
20	水	1級土木施工管理技士会合格発表 （学科）	基金事務担当者説明会（宮崎）	
21	木		基金事務担当者説明会（都城）	
22	金	宮崎県建設業協会第3回リーダー育成研修会座談会	ローラー運転特別教育 （23日まで清武） 基金事務担当者説明会（小林）	
23	土			
24	㊤			火薬類取扱責任者試験（宮崎）
25	月		九州地区総合厚生年金基金協議会 平成20年度第2回研修会（福岡）	
26	火	九州技士会局長会議（福岡）	安全管理担当者（土木）のための リスクアセスメント教育（都城） 基金事務担当者説明会（串間）	
27	水		安全管理担当者（土木）のための リスクアセスメント教育（延岡） 基金事務担当者説明会（日南）	
28	木		基金事務担当者説明会 （西都・高鍋）	火薬保安教育講習会（都城）
29	金	宮崎県建設業協会 九州地方整備局との意見交換会	高所作業車運転技能講習 （31日まで清武） 基金事務担当者説明会（東諸）	
30	土			
31	㊤			

平成20年9月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月			
2	火		基金事務担当者説明会（日向）	
3	水		企業年金連合会九州地方協議会 宮崎部会役職員研修会（宮崎）	
4	木		建築物の鉄骨組立て等作業主任者 技能講習（5日まで木花） 基金事務担当者説明会（高千穂）	
5	金		基金事務担当者説明会（延岡）	
6	土			
7	㊤	宮崎県建設業協会建設業経理検定 上期試験（宮崎大学）		
8	月			
9	火			
10	水			

県協会 会員の動き

（7月1日～31日）

【新規加入会員】

地区(市)名	会社名	代表者名
西 都	(有) 佐伯建設	佐伯万樹
延 岡	東栄建設(株)	小野年廣
	北部産業開発(有)	児玉八千代

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮 崎	(有) 仁田脇組	代表者	仁田脇 篤	小坂ヒサ子
	(株)NIPPOコーポレーション 宮崎統括事務所	所在地	宮崎市中津瀬町45	宮崎市佐土原町下那珂字大路田8284
		電話番号	0985-24-4532	0985-74-0631
		FAX番号	0985-29-1777	0985-74-0671
都 城	(有) 木藤建設	代表者	木藤 一男	木藤 修
	(有) 迫田組	代表者	迫田 徹	福満 浩
	(株) 島田工業	代表者	島田 巖	瀬戸山 健二
	(株) 渕脇組	代表者	渕脇 光秋	渕脇 照久
西 都	(株) 伊達組	代表者	池田 武	池田 博

【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
宮 崎	(株) 時盛工業	時盛美千雄
西 都	松下建設(株)	松下廣史
日 向	(有) 等工務店	那須 等

県協会

1. 第4回常務理事会を開催

平成20年7月17日（木）午後1時、県建設会館2階「委員会室」において、本田事務局長が仁科常務理事の欠席を告げ、第4回常務理事会の開会を宣言し、会長挨拶終了後、引き続き会長が議長となって議事を進行した。

議題については、

- 議題1 国交省九州地方整備局との意見交換会について
- 議題2 新規加入会員について
- 議題3 国政・県政に対する要望事項について
- 議題4 次回常務理事会開催日時について
- 議題5 その他

議事については、上記議題について審議が行われたが、主な審議内容については、以下のとおりである。

国交省九州地方整備局との意見交換会については、8月29日（金）午後2時から4時まで県建設会館5階会議室において開催する旨説明し、九州地方整備局森北企画部長、大和田建政部長以下関係担当官を含め合計10名程度の出席が予定されていることを説明した。

新規加入会員については、延岡地区から、合名会社双葉建設の新規加入申請があり、全会一致で承認された。

国政・県政に対する要望事項については、県政に対する要望事項10項目及び国政に対する要望事項8項目について説明し、了承された。主な項目については、以下のとおりである。



挨拶する永野会長



	県政要望項目	国政要望項目
1	道路特定財源一般財源化に伴う地方枠の確保について	道路特定財源一般財源化に伴う地方枠の確保について
2	東九州自動車道等高規格幹線道路整備に伴う地元優先発注について	国道10号、218号の直轄施工区間の早期整備について
3	東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の基本計画区間を整備計画区間への早期格上げについて	東九州自動車道をはじめ高規格幹線道路網整備について
4	総合評価方式の正式導入と予定価格の事後公表について	東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の基本計画区間を整備計画区間への早期格上げについて
5	一部公共工事の指名競争入札の復活と入札参加範囲の見直しについて	総合評価方式と事後公表の早急な導入について
6	最低制限価格の再引き上げについて	
7	不良不適格業者等への罰則導入について	
	ほか 3項目	ほか 2項目

2. 平成20年度宮崎県建設業協会青年部連合会通常総会が開催される

平成20年度の通常総会は7月4日（金）午後3時00分から宮崎県建設会館3階「会議室」において開催された。

11支部協会青年部の正・副部長33名が出席し、次の4議案について審議が諮られた。

- 第1号議案 平成19年度事業及び決算報告について
 - 第2号議案 平成20年度事業計画（案）、収支予算（案）について
 - 第3号議案 連合会会則の一部改正について（案）
 - 第4号議案 任期満了に伴う役員を選任について（案）
- 以上、4議案についていずれも原案通り承認可決された。

なお、本総会で選任された役員の皆様方は下記のとおりである。



総 会（上段：児玉新部長）

平成20・21年度 宮崎県建設業協会青年部連合会 役員名簿

平成20年7月4日

役員種別	地区	氏 名	商号又は名称	役員種別	地区	氏 名	商号又は名称
部 長	宮 崎	児 玉 清 和	旭 洋 建 設 (株)	理 事	小 林	松 岡 重 孝	坂 口 建 設 (株)
副 部 長	日 南	河 野 和 也	河 野 建 設 (株)	"	"	大 出 水 良 夫	(株) 高 山 建 設
"	日 向	遠 藤 隆 司	(株) 遠 藤 建 設	"	"	仮 屋 洋 晃	(株) ゆ う ・ ひ が し
常 任 理 事	串 間	花 立 博 志	(有) 花 立 工 務 店	"	東 諸	武 田 直 隆	(株) 武 田 建 設
"	小 林	片 地 憲 文	(株) 淵 上 組	"	西 都	荒 川 清 志	(株) 荒 川 建 設
"	東 諸	林 正 一 郎	林 建 設 (株)	"	"	仁 科 聡 一 郎	(有) 仁 科 産 業
"	西 都	後 藤 信 二	後 藤 工 業 (株)	"	高 鍋	河 野 裕 介	(株) 五 幸 建 設
"	高 鍋	井 尻 雄 樹	川 南 工 業 (株)	"	"	西 府 真 一 郎	(有) 西 府 組
"	高 千 穂	下 鶴 一 幸	(有) 五 ケ 瀬 建 設	"	"	柳 和 博	(有) 柳 産 業
監 事	都 城	相 葉 健 一	相 葉 建 設 (株)	"	日 向	本 田 耕 一	田 原 工 業 (株)
"	延 岡	伊 東 裕 倫	(株) 伊 東 建 設	"	"	寺 原 多 加 広	(株) 寺 原 建 設
相 談 役	宮 崎	戸 敷 泰 士	(株) 戸 敷 開 発	"	延 岡	高 橋 忠 司	(資) 高 橋 建 設
常 任 理 事 計 11 名				"	高 千 穂	富 高 徹 雄	富 高 工 業 (株)
理 事	宮 崎	宇 治 橋 信 雄	(有) 宇 治 橋 建 設	"	"	田 村 寛 和	(株) 田 村 建 設
"	日 南	東 濱 義 己	(株) 東 海 興 業	"	"	甲 斐 崇 之	(株) 五 大 建 設
"	"	永 野 伸 弥	永 野 建 設 (株)	理 事 計 23 名			
"	串 間	増 田 健 雄	(有) 増 田 正 建 設	常 任 理 事：各 地 区 青 年 部 部 長 理 事：各 地 区 青 年 部 正・副 部 長 相 談 役：青 年 部 連 合 会 前 部 長			
"	"	谷 口 大 海	(株) 谷 口 組				
"	都 城	楨 原 隆 二	(株) 楨 原 建 設				
"	"	島 本 貴 史	(株) 島 本 工 務 店				

また、総会終了後、意見交換会を含む、平成20年度連合大会・串間大会（案）について、活発な意見が交わされた。

3. 平成20年度第59回全国労働衛生週間（実施要綱）について

厚生労働事務次官

平成20年度（第59回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を主唱して参りました。

本年度におきましても、平成20年度全国労働衛生週間実施要綱（別添）に基づき、10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間として、

「あなたが主役 明るい職場と健康づくり」

のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨を御理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成20年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣 旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第59回を迎える。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,684人であり、長期的には減少しているが、腰痛については近年増加傾向にある。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成19年は49.9%に上っている。さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は6割を超えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案が増加している。

このような状況の下、平成20年度から第11次の労働災害防止計画がスタートしたところであり、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標に、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、メンタルヘルス対策の推進、粉じん障害の防止、化学物質による健康障害の防止等を重点対策とし、関係者が積極的に取り組むこととしている。

これらの対策が事業場において着実に実施され、労働者の健康の確保、増進が図られるためには、経営トップや事業場のトップが自らの責務について認識し、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の産業保健スタッフが中核となって、衛生委員会等の場を活用するなど労働者の意見を反映させながら対策を展開していくことが重要である。また、労働者自身も健康管理の活動に参加し、積極的に健康づくりに取り組んでいくことが重要である。

このような観点から、本年度は、

「あなたが主役 明るい職場と健康づくり」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「あなたが主役 明るい職場と健康づくり」

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) ポスター、パンフレット等の配布、新聞等の報道媒体、政府関係広報誌及びインターネットを通じての広報活動
- (2) 全国労働衛生週間地方大会等の開催
- (3) 事業場の実施事項についての指導援助
- (4) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等の実施

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10 実施者の実施事項

- (1) 本週間中に実施する事項
下記の事項を実施することにより、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の促進を図る。
 - ア 労働衛生旗の掲揚及びポスター、スローガン等の掲示
 - イ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - ウ 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
 - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - カ 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
 - キ その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項
下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。
 - ア 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の促進
 - (ア) 事業者による労働衛生管理に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - (イ) 労働者の健康管理等に関する知識について必要な要件を備えた産業医、衛生管理者、衛生

推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化

- (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
- (エ) 作業主任者の選任と職務の励行
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規定の点検、整備・充実
- (キ) 労働衛生管理に関する情報伝達ルートの確立
- (ク) 労働衛生関係情報の収集・整理及び周知

イ 作業環境管理の推進

- (ア) 有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 管理濃度等に対応した作業環境管理の推進
- (ウ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (エ) 粉じん作業場所等健康障害のおそれのある場所の清掃及び清潔の保持の徹底
- (オ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善

ウ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業の動作、姿勢、速度、継続時間等の作業方法の調査、分析及びその結果に基づく作業方法の改善
- (ウ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (エ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (オ) 休憩、休養設備の点検、整備・充実

エ 健康管理の推進

- (ア) 健康診断の実施と健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針による就業上の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う措置との連携
- (エ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

オ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇人時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

カ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進

キ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
- (ウ) 小規模事業場を含めた長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施

ク 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- (ア) 衛生委員会等による調査審議等を踏まえた心の健康づくり計画の策定とこれに基づく実践
- (イ) メンタルヘルスカケアを推進するための教育研修・情報提供
- (ウ) 職場環境等の把握と改善
- (エ) メンタルヘルス不調への気づきと対応
- (オ) 職場復帰における支援
- (カ) 自殺総合対策大綱に基づく職場における自殺対策の推進

ケ 粉じん障害防止対策の徹底

第7次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の

-
- 事項を重点とした取組の推進
- (ア) 対策が充実されなずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (イ) アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策
 - (ウ) 離職後の健康管理
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- (ア) 作業標準の策定
 - (イ) 作業場所、通路、階段、機械類等の形状が明確に分かる適切な照度の確保
 - (ウ) 介護作業等については、適切な介護設備、機器の導入の検討
- サ 電離放射線障害防止対策の徹底
- シ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- ス 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- セ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- ソ 化学物質の管理の推進
- (ア) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進
 - (イ) 化学物質のばく露防止、作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進
 - (ウ) 化学物質等安全データシート（MSDS）による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用
 - (エ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止
 - (オ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止
 - (カ) ダイオキシソソ類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシソソ類ばく露防止措置の実施
 - (キ) 職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインに基づく措置の実施
 - (ク) 化学物質による眼・皮膚障害防止のための保護具の着用等の徹底
 - (ケ) 化学設備等の改造、修理等の作業における中毒等の防止のための工事発注者と請負業者との連携等の実施
- タ 石綿障害予防対策の徹底
- (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 - (ウ) 石綿製品の全面禁止
 - (エ) 例外的に禁止が猶予された石綿製品の非石綿製品への代替化の推進
 - (オ) 離職後の健康管理の推進
- チ 心とからだの健康づくり（THP）の継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- ツ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- テ 職場における喫煙対策のためのガイドラインに沿った有効な喫煙室の設置等の対策の推進
- ト 職場における新型インフルエンザ等の発生に備えた危機管理体制の構築
- ナ 職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項に基づく適切な対応の推進
- ニ 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組
- ヌ その他
- (ア) 清潔保持のための洗身、手洗い等の設備の整備・充実
 - (イ) 労働衛生標識等の整備
 - (ウ) 工場の緑化美化運動の推進
 - (エ) 家庭における健康に関する知識の普及
 - (オ) 新健康フロンティア戦略の普及
-

4. 平成21年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集要領

平成21年度の産業開発青年隊隊員を次の要領で募集いたします。

◎受付期間、試験日時及び試験会場等

項目	内 容	
募 集 人 員	課 程	定員
	施 工 管 理 課 程	40名程度（男女） 推薦選考 20名程度（男女） 一般選考 20名程度（男女）
	専 攻 課 程	20名程度（男女） 一般選考のみ
	計	60名程度（男女）
受 付 期 間	推 薦 平成20年9月1日（月）～平成20年9月30日（火） 必着 一 般 平成20年9月8日（月）～平成20年10月17日（金） 必着	
試 験 概 要	試 験 日	
	施 工 管 理 課 程	推薦選考 平成20年10月7日（火）
	同 上	一般選考 平成20年10月24日（金）
	専 攻 課 程	一般選考 平成20年10月24日（金）
	試 験 種 目	作文、個人面接（推薦選考・一般選考とも）
試 験 時 間 等	受 付 9：30 ～ 10：50 説 明 10：50 ～ 11：00 作 文 11：00 ～ 12：00 個人面接 13：00 ～ （1人10分程度）	
試 験 会 場	施工管理課程推薦選考試験会場 建設技術センター 施工管理課程及び専攻課程一般選考試験会場 宮崎会場……………建設技術センター 都城会場……………都城総合庁舎 延岡会場……………延岡総合庁舎	
合 格 発 表	推薦選考試験……………平成20年10月14日（火） 一般選考試験……………平成20年11月4日（火） 合格者の受験番号を建設技術センター正面玄関に掲示する ほか、受験者全員に合否結果を通知します。	

◎応募資格

1. 施工管理課程（教育訓練期間は1年間）

- 1) 県内在住者又は県内出身者で、全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女で、昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（平成21年4月1日現在で18歳以上26歳以下）で、高等学校卒業程度の学力を有する者。
- 2) 推薦選考については、高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において、出席率が95%以上であり、推薦入隊に合格した場合、入隊することを確約できる者。

2. 専攻課程（教育訓練期間は1年間）

- 1) 県内在住者又は県内出身者で、全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女で、昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（平成21年4月1日現在で20歳以上26歳以下）で、大学、短大及び工業高等専門学校等において、土木又は建築工学系の課程を卒業若しくは卒業見込みの者。

◎応募手続き

次の書類を提出してください。

1. 施工管理課程推薦選考試験

- 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、3ヶ月以内に撮影したもの）
- 2) 入隊志願者推薦状（推薦選考試験用）
- 3) 調査書（進学用：申込日の属する前学期のもの）

2. 施工管理課程一般選考試験

- 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、3ヶ月以内に撮影したもの）
- 2) 入隊志願理由書（一般選考試験用）
- 3) その他の書類
 - ①高校在学者：調査書（進学用：申込日の属する前学期のもの）
 - ②中学、高校卒業者：卒業証明書、成績証明書

3. 専攻課程一般選考試験

- 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、3ヶ月以内に撮影したもの）
- 2) 入隊志願理由書（一般選考試験用）
- 3) その他の書類
 - ①大学、短大、高専等在学者：卒業見込証明書、成績証明書
 - ②大学、短大、高専等卒業者：卒業証明書、成績証明書

4. 入隊選考試験手数料

宮崎県収入証紙で2,200円を願書に貼付してください。

◎受験願書の配布先

宮崎県建設技術センターをはじめ、県内の高等学校、市町村役場、最寄りの土木事務所及び県税事務所に置いてあります。

◎受験願書の提出先及び問い合わせ先

宮崎県建設技術センター 計画調整担当
〒889-1602 宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙2559-1
TEL 0985 (85) 1515 FAX 0985 (85) 2991

◎受験願書の受付

1. 施工管理課程推薦選考試験

土曜日・日曜日・祭日を除き、平成20年9月1日（月）から平成20年9月30日（火）までの期間内に必着のこと。（郵送の場合も同じ。）

2. 施工管理課程・専攻課程一般選考試験

土曜日・日曜日・祭日を除き、平成20年9月8日（月）から平成20年10月17日（金）までの期間内に必着のこと。（郵送の場合も同じ。）

3. 願書受付後は、いかなる理由があっても試験手数料等の返金はできません。

◎受験票の交付

受験資格審査などの結果、申込書を受理したときは、随時受験票を郵送します。

なお、受験票が受験の2日前までに到着しないときは、上記の問い合わせ先に連絡してください。

◎入隊にあたって（参考）

1. 施工管理課程における年間経費（平成21年度の見込みです。）

入隊料 (入隊時)	授 業 料		入隊時経費 (見込み)	その他の経費 (資格試験受験費用、寮費等)
	年 額	月 額		
5,650円	108,900円	9,900円	13万円程度	年間30万円程度が別途必要

※1 入隊時経費については、主に教科書、制服、実習服、製図道具などです。

※2 資格試験受験費用については受験の都度、寮費については実費を毎月（実費2～3万円程度）徴収します。また、その他必要な経費が生じた場合も別途徴収します。

2. 専攻課程における年間経費（平成21年度の見込みです。）

入隊料 (入隊時)	授 業 料		入隊時経費 (見込み)	その他の経費 (資格試験受験費用、寮費等)
	年 額	月 額		
5,650円	108,900円	9,900円	8万円程度	年間30万円程度が別途必要

※1 入隊時経費については、主に教科書、制服、実習服、製図道具などです。

※2 資格試験受験費用については受験の都度、寮費については実費を毎月（実費2～3万円程度）徴収します。また、その他必要な経費が生じた場合も別途徴収します。

3. 在隊中に受験できる資格免許の種類

大型特殊自動車運転免許、車両系建設機械運転技能修了証、火薬類取扱保安責任者免状、危険物取扱者免状、アーク溶接特別教育講習修了証、玉掛技能講習修了証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証、測量士補等

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい 職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円/1人1日(6日分を限度))

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力アピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高年齢労働者等に配慮した処遇制度(継続雇用制度等)や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は随時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例えは ●1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 など
にその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

6 社会保険労務士等の利用

- 例えは ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその
経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
企業案内の作成経費	
300,000円…①	300,000円×1/2=150,000円…④
シャワー室の設置経費	
65,000円(※イ)×6ヶ月=390,000円…② (※イ)=1ヶ月当たりの賃借料	390,000円×1/2=195,000円…⑤
雇用管理研修の受講経費	
10,000円(※ロ)×1日間×2名=20,000円…③ (※ロ)=受講者(雇用保険の被保険者)の通常の賃金日額	10,000円(※ハ)×0.8=8,000円 8,000円>5,000円(※ニ)のため 5,000円(※ニ)×1日間×2名=10,000円…⑥ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 710,000円 (①+②+③)	助成額 355,000円 (④+⑤+⑥)

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の 技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

技能講習	教習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	クレーン運転実技教習
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械（ 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用） ）運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が **助成** します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
第2種(経費助成)	
100,000円(※イ)×5名=500,000円…① (※イ)=1人当たりの受講料100,000円	500,000円×70%=350,000円…③
第4種(賃金助成)	
9,000円(※ロ)×6日間×2名=108,000円 10,000円(※ロ)×6日間×1名=60,000円 11,000円(※ロ)×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② (※ロ)=受講者(雇用保険の被保険者)の通常の賃金日額	10,000円(※ハ)×0.8=8,000円 8,000円>5,000円(※ニ)のため 5,000円(※ニ)×6日間×5名=150,000円…④ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 800,000円 (①+②)	助成額 500,000円 (③+④)

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技連マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の間隔の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

3. 宮崎県建設雇用改善推進委員会を開催

(社)宮崎県建設業協会は、標記委員会を去る7月8日(木)に宮崎県建設会館5階「会議室」において開催した。

宮崎県建設雇用改善推進委員会は、関係行政機関等との連携により、建設労働者の雇用の改善等を図ることを目的として設置された委員会である。

開会に先立ち、永野委員長(県協会会長)より「建設業が、この厳しい経営環境を乗り越え、生き残っていくためには、我々自らが経営の改革や構造改善に取り組み、建設業の将来を担う若い世代が魅力を感じ、生涯をかけて働ける職場づくりが大変重要である」と挨拶した。

議事に入り、宮崎労働局職業安定部職業対策課、「最近の雇用失業情勢について」、県協会から「建設雇用改善推進方針、雇用改善推進事業実施計画について」、「現場見学会、就業体験の実施状況について」各担当者より報告、説明があった。



4. 現場見学会(都城工業高等学校)を実施

当協会主催による現場見学会を、都城工業高等学校の1年生を対象に、7月16日(水)に実施した。

見学先については、下記のとおりである。

1. 参加人数

建設システム科1年生41名(うち女子2名)、
引率教師2名

2. 見学先

- 1) 県営住宅花ヶ島団地5号棟(吉原、丸宮、四本JV)
- 2) 産業廃棄物処理場(エコクリーンプラザみやざき)
- 3) 芳ノ元トンネル工事(五洋建設)



県営住宅花ヶ島団地5号棟



エコクリーンプラザみやざき



芳ノ元トンネル工事

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

● (社) 日本建設業経営協会会長賞 優秀作



情熱を忘れるな

高知県 安部 誠 (27歳)
かのう
(和建设株) 施工管理)

私は小学生の時に、建設業で働く父親によく休みや夕方になると現場に連れていってもらっていた。そんな中で現場で働く職人さんとしゃべったり、大きな機械を見たり、楽しそうな顔で私に現場のことを教えてくれた父の姿を見て子供心に「お父さんカッコイイ。自分もお父さんみたいになりたい」と思ったのがこの仕事に進むきっかけだった。それから大学に進学し、就職先も順調に決まった。そして最初に配属されたのは、鉄筋コンクリート造、地上9階建、48戸の分譲マンションだった。「よし、やるぞー!!」と夢に胸をふくらませて働き出した。

しかし、実際はそんなに甘くカッコいいことばかりではなかった。何をしたらいいのか今何を打合せしているのか、職人さんに聞かれても何も答えられない、まるで別の国に来たようだった。さらに所長には怒られ、現場では職人さんに怒られ、近隣住民の方にも苦情を言われ謝り、毎日のように始発で出勤し、自分の仕事が終わるころにはいつの間にか終電だった。「もう自分は何の為にこの仕事を選んだの、何でこんなことをしないといけないのか」わからなくなっていた。

そんなある時、その日は現場でも重要な工程

の一つであるコンクリート打設の日だった。その日の所長の指示の中で、

「コンクリートの打継ぎとなる部分を確認してきれいに水洗い、水湿しをして打設するように!」と言われていた。

しかし、他にもしなければいけない事もあり、その中の一つとしてしか聞いていなかった。それと心のどこかで「まあやらなくてもいいか」って軽く考えていた自分もいた。そうしている間に打設直前になり所長が確認しに来て大きな声で今まで見たこともない怒った顔で、

「お前、洗ってないやろー! このままコンクリート打つ気か! 何考えてんだー! 情けないわ。もういい帰れ!」

そう言われた私は何も返す言葉も謝る言葉も出なかった。このことで何もかもいやになり「自分はこの仕事に向いてない。もう駄目だ辞めたい。」と思ってしまっていた。その後、現場事務所に戻り、所長とは気まずい空気が流れ、所長の顔を見ることも出来なかった。そうしていると所長が私の席の横に来て、

「俺が何で怒ったかわかるか? 今日、お前がしようとしたことは最後にはお客様に迷惑をかけるんだぞ。俺たちの仕事は隠れて見えなく

なる部分も多い。だからこそ見えない所にも細心の注意を払うんだ。これからは常にお客様の笑顔を思い浮かべてやってみろ。な！ これからも情熱をもっていっしょに現場やるぞ。めそめそすんながらばるぞ！」

私は涙が止まらなかった。「何てことをしたんだ」という自分のした行動への情けなさとかやしき、そして何よりこんな私に言葉をかけてくれた所長の優しさに胸がいっぱいだった。それからとはにかく必死でこの仕事をする為に必要なモノを見つけ吸収しようと毎日がむしやらに取り組んだ。そして毎日がとても充実して来ているのにも気づき始めていた。そうして建物も完成し最後に所長が、

「ようやったな。おつかれさん。またお前と現場が出来たらいいな。ホント、ありがとう。」と声を掛けてくれた。涙もろい私はまたここでも泣いてしまった。もちろん所長には「泣くな！」と最後まで怒られた。

やがてそれから3年経ち、実家に帰省すると、この仕事に進むきっかけをくれた父親が仕事を辞めると言って来た。理由を聞いて私は、はっとした。

「もう目が悪くなってな。レベルもまとも

に見れなくなったんや。他にも目が悪くてもごまかしごまかしやってきたけど、もう限界や。それに仕事への情熱も少しずつ薄くなってきたんや。このまま続けたらお客様に申し訳がない。」

この時言った父の言葉と、最初に配属された現場の所長の言葉が一緒だったのだ。どこを向いて仕事をすべきか明確に私の中に植付けられた気がした。大げさかもしれないがこの仕事の一番大切なモノを二人にもらった。くしくも、父親が仕事を辞める決意をした年に私は、建築の技術者として重要な資格の一つである「一級建築施工管理技士」試験に合格し、技術者として一歩踏み出した年だった。

昨今の建築分野では、公共事業の減少、耐震偽造の問題、それに伴う建築基準法の改正など益々、厳しくなっている。それ以上に社会の建築業界に対する信頼は失いかけている現状の中で私はこれから技術者として何が出来るのだろうか。そんな時こそ、あの二人の言葉を思い出し「情熱を持って、お客様の為に。」何をすべきかを考え、まだまだ多くのことを勉強し、経験し、そして何より、いい建物を創るという原点に戻ることが進んでいくきっかけになるだろう。

技 士 会

1. 平成20年度土木施工管理技術検定試験 1級「実地」試験受験準備講習会（ご案内）

【CPDS認定講習会】

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事であります。

建設産業は厳しい状況にあります。今こそ人材対策は重要な課題であり、優秀な人材の確保育成に積極的に取り組む必要があります。

建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽自己啓発に努め能力を十分蓄え自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得される事が大切であります。

つきましては、1級土木施工管理技士の資格取得を目指す皆様と共に学習をいたしたいと思ひ次のおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 程	平成20年9月12日（金）～9月13日（土）	2日間
時 間	9：00～17：00	
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市）	
実地試験	平成20年10月5日（日）	（福岡市）
問 合 せ	宮崎県土木施工管理技士会	0985-31-4696

* 20年度及び19年度の学科試験合格者が対象です。

1級の学科試験に合格された方は、今度は更に「実地」の試験に合格されないと1級の「国家資格」の資格証がもらえません。折角今回学科に合格されましたので、この機会を逃さないように、是非合格をしていただきたい。

経営者の最大の任務は人材育成で、経営の最高の資産は人材である。

2. 『監理技術者講習会』のご案内

〈建設業法に基づく監理技術者講習〉の20年度の講習会は下記のとおり残り「3回」計画致しております。自分の都合のいい日に受講をしてください。

土木施工管理技士会（国土交通大臣登録番号－5）が実施する講習

日 程	会 場
平成20年8月8日（金）	宮崎市学園木花台「宮崎職業能力開発協会」
平成20年11月26日（水）	〃 〃
平成21年2月6日（金）	〃 〃

1. 受講対象者 公共工事の「監理技術者」となる方

- ①土木施工管理 ②建築施工管理 ③造園施工管理
④管工事施工管理 ⑤電気工事施工管理 ⑥建設機械施工管理

以上の管理者は「監理技術者」になる方です。

2. 受講料 10,800円（テキスト・講習修了証交付手数料・消費税）

※ インターネット（<http://www.ejcm.jp>）申込みなら受講料10,500円

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（TEL 0985-31-4696）

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければいけません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格証と同様に携帯しておくことが望まれます。

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

経営者の最大の任務は人材育成で、経営の最高の資産は人材である。

建退共

1. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 濟 者 数	被共済者数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (5月分)
							冊	件	千円
5月末計		社 3,464	名 48,180	前年度累計		335,150	37,594	21,004,125	109,692,908
加 入		5	147	当 月 分		775	190	163,995	41,664
脱 退		9	211	本 年 度 分		2,441	671	571,389	77,051
6月末計		3,460	48,116	累 計		357,591	38,265	21,575,514	109,769,959

注：掛金収納額は20.5月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（6月分）

1. 適 用

(平成20年6月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
387社	4,226人	704人	4,930人

2. 給 付

裁定状況

(平成20年6月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	4	1,901,800	8	9,513,500
第2種退職年金	15	2,918,600	36	10,435,600
選択一時金	6	3,105,400	15	11,413,300
脱退一時金	32	4,657,000	70	18,632,400
遺族一時金	0	0	2	404,000

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成20年6月末現在)

信託資産	16,803,038,117 円
合 計	16,803,038,117 円

注：時価である

建 災 防

1. 実態が不透明な教育協会等が実施する特別教育等にご用心！

最近、「実態が不透明な教育機関」が実施する「低圧電気取扱作業従事者特別教育」の案内が当協会支部会員事業場に対しても案内されているようです。

この案内によりますと、「特別教育の内容も不十分」なものであると推定されます。

当協会支部においては、来年から新たに、「低圧電気取り扱い作業従事者のための特別教育」のほか「有機溶剤の取り扱い作業者のための教育」「振動工具取り扱い作業者のための教育」「腰痛予防のための教育」等を実施することにしております。

当協会支部が実施する教育については、「宮崎県の入札参加資格における会員に対する加点のための実績」となります。また、「CPDSの認定」を受けてから実施いたしますので、是非、当協会支部が実施する教育を受講頂くようお願いいたします。

2. 重大・死亡災害の情報

発生日時	発生場所	死傷者	事故の種類	発生状況
①平成20年7月7日 19時30分頃	高千穂町	男1名 (死亡1)	交通事故	被災者は、橋梁下部工事現場において、10トンダンプにより土砂の運搬作業に携わっていたが、現場への最後の土砂運搬を行い、余った土砂を土捨て場に運搬した後、会社へ戻る途中のトンネル付近で見通しの悪い左急カーブにおいて道路から50メートル下の谷へ転落したものの。

3. 宮崎労働局からのお知らせ

「労働保険料を分割納付されている事業主の皆様へ」

第2期分の保険料の納付期限は9月1日となっております。

納付書がお手元に届きましたら、日本銀行歳入代理店、又は郵便局でお早めの納付をお願いいたします。

労働保険料の納付も含めまして、労働保険料に関してお尋ねになりたいことがありましたら、何でも結構ですので下記までご連絡ください。

宮崎労働局 労働保険徴収室（電話0985-38-8822）

火 薬 協 会

1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について

8月24日（日）宮崎市学園木花台・宮崎大学工学部において実施する平成20年度火薬類取扱保安責任者甲種・乙種及び丙種製造試験の願書受付状況は次のとおりでした。

受験者全員の合格をお祈りいたします。

試験勉強で判らないことがあるときは遠慮なく問合せください。

火 薬 学 0982-35-0460（吉田敏行先生）
法 令 0985-26-7065（川井田先生・県）
協 会 0985-25-4678（火薬保安協会）

職 種	種 別	取 扱 責 任 者	取 扱 責 任 者	製 造 責 任 者	合 計
		甲 種	乙 種	丙 種	
建 設 関 係		45名	15名	1名	61名
砕 石 関 係		14名	2名	0名	16名
製 造 関 係		3名	0名	0名	3名
販 売 関 係		1名	1名	1名	3名
煙 火 関 係		1名	1名	2名	4名
公 務 員		2名	2名	0名	4名
学 生		1名	0名	0名	1名
そ の 他		13名	0名	0名	13名
合 計		80名	21名	4名	105名

受験者の皆さんへ

- ・ 試験会場は、宮崎大学工学部の講義室です。
- ・ 試験中は、電卓等の計算機類は使用禁止です。
- ・ 試験会場では、携帯電話の電源を切ってカバン等に入れ保管してください。
- ・ 大学の設備や備品、学生の品物に触れたり、使用したりしないでください。
- ・ 校内では、灰皿のある場所以外での喫煙は禁止されております。
- ・ 試験事務局の携帯電話は、090-7151-5499 です。

（宮崎大学からの取次ぎはご遠慮ください。）

無 災 害 知 識 と 技 術 と 正 し い 管 理

2. 平成20年度甲種及び乙種火薬類製造保安責任者試験について

上記については、平成20年7月25日の官報に公告されます。

1 試験日時

平成20年11月4日（火）及び5日（水）午前10時開始

2 試験場所

東京都千代田区富士見1丁目10番12号

日本私立学校振興・共済事業団（私学会館分室）5階講堂

3 受験願書提出期限

平成20年8月26日（火）から9月1日（月）まで

（郵送による場合は、簡易書留によることとし、締切日当日の消印のあるものまで有効）

4 受験手数料

25,900円

5 受験願書等

受験願書及び受験に必要な書類は、社団法人全国火薬類保安協会において交付する。郵送により交付を求める場合は郵送料として140円分の切手を同封し、申込むこと。

6 受験願書の提出先

〒101-0032

東京都千代田区岩本町2丁目16番2号 神田MCビル

社団法人全国火薬類保安協会 電話 03-5835-5781

7 提出すべき書類

- (1) 火薬類取締法施行規則第78条に定める書類
- (2) 試験科目の免除を申請しようとする者は、同法施行規則第77条第2項に定める書類

※ 毎年、願書の提出期限が過ぎてから出願のお問い合わせがありますので、提出期限にはよく注意してください。

保安教育 学んでなくそう 火薬事故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成20年度	358	4.7%	13,616	37.5%	699	▲11.0%	28,722	1.4%
平成19年度	342	▲7.8%	9,904	▲31.6%	785	▲15.6%	28,311	▲22.0%
平成18年度	371	9.4%	14,484	44.0%	930	22.0%	36,296	20.3%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

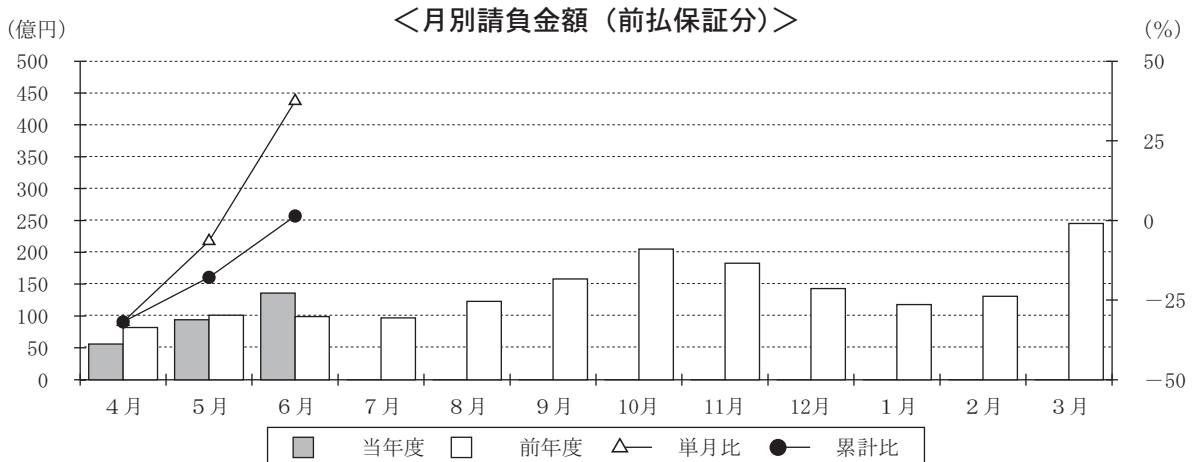
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	64	5,019	133.3%	36.9%	92	7,071	51.7%	24.6%
独立行政法人等	12	3,869	74.3%	28.4%	25	8,645	39.3%	30.1%
県	84	1,276	▲42.1%	9.4%	202	5,365	▲22.9%	18.7%
市 町 村	194	3,109	▲6.1%	22.8%	372	6,675	▲33.8%	23.2%
そ の 他	4	340	2008.5%	2.5%	8	963	143.2%	3.4%
計	358	13,616	37.5%	100.0%	699	28,722	1.4%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	78	1,476	▲8.6%	10.8%	168	7,533	50.8%	26.2%
高 岡	16	610	71.4%	4.5%	47	1,198	33.6%	4.2%
西 都	9	75	▲54.5%	0.5%	20	262	▲68.0%	0.9%
高 鍋	22	633	▲54.5%	4.7%	41	1,742	▲39.6%	6.1%
日 南	32	1,492	259.9%	11.0%	56	2,157	195.8%	7.5%
串 間	15	116	▲29.2%	0.9%	21	257	▲62.9%	0.9%
都 城	49	1,217	▲40.3%	8.9%	95	2,590	▲56.5%	9.0%
小 林	41	947	122.8%	7.0%	54	1,191	▲25.1%	4.1%
日 向	39	4,171	66.0%	30.6%	83	7,112	17.3%	24.8%
延 岡	39	2,086	192.1%	15.3%	73	3,446	10.1%	12.0%
西 臼 杵	18	787	667.0%	5.8%	41	1,229	120.2%	4.3%
計	358	13,616	37.5%	100.0%	699	28,722	1.4%	100.0%



平成20年4月から 建設共済が変わりました!

新規は4月1日契約開始日から
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

(1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
 - ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の
範囲内で契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
- 被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

(2) 諸費用補償契約

契約金額の全額*を支払います。

*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度
建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>